

○特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書交付要綱

平成29年9月22日

広域連合告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17の2の規定に基づく特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明内容)

第2条 証明書は、原則として、個人が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用を受けるにあたり、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として岡山県後期高齢者健康診査（健康診査事業、歯科健診事業、人間ドック等事業、その他健康増進のために必要と認められる事業を含む。以下同じ。）を受診したことを岡山県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が証明するものをいう。

(交付対象者)

第3条 証明書の交付対象者は、岡山県後期高齢者医療制度の被保険者で、その年中に岡山県後期高齢者健康診査を受診した者とする。

(証明の申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明依頼書（別記様式。以下「依頼書」という。）により広域連合長へ申請しなければならない。

(証明書の交付)

第5条 広域連合長は、前条の規定による申請があった場合において、提出された依頼書及びその年中の岡山県後期高齢者健康診査の受診状況を審査し、適正であると認めるときは、依頼書の証明欄に必要事項を記載したものを証明書とし、これを交付する。

2 証明書の交付を行うことができない場合は、依頼書を返納するものとする。

(証明書交付に係る手数料)

第6条 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(証明の取消)

第7条 広域連合長は、虚偽その他不正の事実により証明書の交付を受けたと認められるときは、当該証明を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

2 この要綱は、平成33年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに岡山県後期高齢者健康診査を受診した者への証明書の交付は、なお従前の例による。

3 この要綱の失効前に岡山県後期高齢者健康診査を受診した者の証明書については、前

項前段に規定する日以後も、なおその効力を有する。